

放課後児童クラブ利用における注意事項

申請・利用にあたって、下記の注意事項等を改めてご確認いただき、理解したうえで申請をしてください。

（１）放課後児童クラブの利用について

放課後児童クラブは学校の放課後等に、仕事などで昼間家庭にいない保護者に代わり、小学校児童を預り育成する事業です。放課後の時間帯（学校が休みの期間を含む）に、保護者が就労等で家にいない（見守りができない）場合に限り、児童クラブを利用できます。

（２）放課後児童クラブを利用できる日（時間）について

児童クラブを利用できるのは、就労証明書で証明されている、保護者が就労している日、就労している時間が基本になります。保護者の就労していない日、または時間には、原則として児童クラブの利用はできません。

就労証明書と実際の就労状況が変更となった場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。

（３）児童のお迎えについて

就労時間を長時間過ぎてからのお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎えなどをご遠慮ください。仕事が終わりましたら、早めのお迎えをお願いします。また、児童の安全上必要な場合は、急遽お迎えをお願いすることがありますので、申請書には必ず連絡のつくご連絡先をご記入ください。

また、小学校内の児童クラブには、**送り迎え専用の駐車場はありません。**自転車や徒歩での送迎にご協力ください。送迎時は、学校のルールの厳守をお願いします。

（４）延長利用（午後６時から午後７時）について

児童クラブの基本的な開所時間は午後６時までです。延長利用は、終業後、職場から児童クラブへの移動時間を含め、やむを得ず午後６時を過ぎてしまう保護者を対象とした制度です。午後７時には完全閉所となりますので、必ず午後７時までに児童クラブへお迎えに来てください。

（５）習い事等によるクラブ退出後の再利用について

習い事等で児童クラブから一度退出した場合、原則として、同じ日に児童クラブに戻り、再度利用することはできません。退出したあとは、児童クラブで児童の安全の責任を負うことができません。ご了承ください。